

○酒田市緑化・美化ボランティア支援制度実施要綱

(平成17年11月1日告示第12号)

(目的)

第1条 この告示は、市民の公共空間である道路、公園、河川等の公共施設(以下「道路等」という。)の美化を促進するため、市民等のボランティアによる美化活動を支援する酒田市緑化・美化ボランティア支援制度を実施し、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、市民等との協働によるまちづくりを促進することを目的とする。

(届出)

第2条 この制度に参加しようとする個人又は団体(以下「美化サポーター」という。)は、自ら道路等の活動区域を定め、市長に活動届出書(様式第1号)を提出するものとする。

2 活動を中止する場合は、活動辞退届出書(様式第2号)を市長へ提出するものとする。

(合意書の締結)

第3条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合、その内容が適切であると認められるときは、美化サポーターと緑化・美化ボランティア支援制度に係る合意書(様式第3号)を取り交わすものとする。ただし、前条第1項の届出をした美化サポーターが、市長以外の者の管理する道路等を活動区域とするときは、市長は、当該公共施設の管理者と別途協議し、必要な措置を講ずるものとする。

(報告書の提出)

第4条 前条に規定する合意書を取り交わした美化サポーターは、毎年度末までの活動報告書(様式第4号)を市長が別に定める日までに提出するものとする。

(美化サポーターの役割)

第5条 美化サポーターが行う環境美化活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動区域内の空き缶や吸い殻等の散乱ごみの収集
- (2) 活動区域内の草刈り、除草及び緑化
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境美化に必要な活動

2 収集した散乱ごみ等は、収集日に当該区域の収集場所へ搬出することを原則とする。

ただし、これにより難しい場合は、市長の指示する方法により廃棄するものとする。

(市の役割)

第6条 市長は、美化サポーターの活動に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 環境美化活動に必要な物品等の支給又は貸与
- (2) ボランティア活動保険への加入
- (3) 標示板(サインボード)の設置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、活動に必要なこと。

(庶務)

第7条 酒田市緑化・美化ボランティア支援制度に関する庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の酒田市緑化・美化ボランティア支援制度実施要綱(平成15年4月1日施行)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。